

三重県議会委員会条例の一部改正（素案）

（招集）

第 13 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会招集の請求があったときは、委員長は、速やかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ議長に通知しなければならない。

（定足数）

第 14 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 16 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（出席の特例）

第 14 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

- 2 委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

（表決）

第 15 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

（除斥）

第 16 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（記録）

第 28 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

※ 一部改正部分を四角囲みするとともに、適用する条文ほか関係する条文を抜粋。